

仕 様 書

- 1 業 務 名 令和8年度賀茂環境センター場内除草業務
- 2 履行場所 東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センター
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

4 業務内容

本委託業務は、一般廃棄物処理施設である賀茂環境センター敷地内に繁茂している雑草等の除草を行い、施設内の安全確保及び良好な景観の保護を図るもので、次の内容により実施するものである。

- (1) 賀茂環境センター敷地内及び周辺道路において、除草、集積を実施する。範囲は、図1から図4に示すとおりとする。
- (2) 業務を実施する際は、事前に発注者と作業について詳細な打合せを行い、その指示に従い実施するものとする。また、作業を行う際は、実施予定日の14日前までに実施日を連絡しなければならない。
- (3) 最終処分場二工区南側等の転石を集積している部分については、その部分を除き業務を実施するものとする。
- (4) 施設に隣接する公道脇において、雑草等を除去し交通安全の確保及び美観の維持、向上を図るものとする。なお、市道における作業で、事前に周知する必要がある場合は、掲示物等で事前に周知することとし、その詳細については発注者と事前に協議すること。
- (5) 刈草等は集積し、広島中央エコパークへ搬入するものとする。

5 一般事項

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行するものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負うものとする。
- (3) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本業務を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定に準じて発注者が行う監督業務は、担当課職員の中から選任された者(以下「担当職員」という。)が行うものとする。
その他、受注者との協議・調整及び履行確認、検査の立会等の業務についても担当職員が行うものとする。
- (5) 本業務の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行う。
- (6) 本業務の履行に必要な電気及び、便所は、既存施設のものを無償にて利用できるものとする。

(7) 官公署その他への届出手続等

- ① 受注者は、業務の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- ② 受注者は、①に規定する届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ担当職員に報告しなければならない。

6 面積及び区域

区分	面積	区域
第1回目（8月～9月分）	31,003㎡	別紙の図1及び図3のとおり。
第2回目（11月～1月分）	27,437㎡	別紙の図2及び図4のとおり。

7 提出書類

本業務の履行にあたっては、契約約款に定める書類のほか、次の書類を提出すること。

(1) 着工前

- ① 着手届
- ② 実施計画書（全体工程表添付）
- ③ 施工計画書（仮設計画、現場編成等を含む）
- ④ 業務実施責任者届

(2) 実施中

- ① 週間工程表
- ② 作業員名簿（作業に必要な資格の記載があるもの）

(3) 完了時

- ① 搬入伝票（エコパーク計量伝票）
- ② 写真（着手前、作業中及び完了の写真、作業内容を明記すること。）
- ③ 報告書（作業内容及び結果の報告）
- ④ 業務完了届

※ 上記提出写真(又はカラービデオ)は担当職員と協議の上、決定のこと。

8 草刈・芝刈の仕様・注意点

- (1) 現場状況に応じ、適切な機械・手法（肩掛け式、ハンドガイド式、人力など）を用い作業を行うこと。
- (2) 刈込高（通常1～3cm以下）等は、事前に担当職員と十分に協議し決定すること。
- (3) 機械を用い草刈・芝刈を行う場合は、作業時の飛石が第三者及び車両等に当たらないように、ネット等を用いて養生を行うこと。
- (4) 草刈・芝刈時に施設に損傷を与えた場合は、受注者の負担で補修を行うこと。
- (5) 刈むら及び刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- (6) フェンスや樹木に絡まっているツル性植物も全て地際で刈取ること。
- (7) 草刈・芝刈時に合わせて業務範囲内の枯葉及びゴミの清掃を行うこと。
- (8) 側溝付近では、水道パイプ及び電気配管等傷つけないよう作業すること。

9 安全管理

- (1) 受注者は、車両及び歩行者の通行に危険が及ばないように交通誘導を行うなど、十分な安全対策を講じること。
- (2) 除草作業にあたっては、小石等が飛散しないように十分注意し、必要に応じて飛散防止措置を施すこと。
- (3) 作業に従事する者は、保護帽を着用の上、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。
- (4) 除草及び剪定作業において機器を取り扱う作業は、安全衛生教育等を受講したものが行うこと。
- (5) 受注者は、事故などが発生した場合には、緊急時の連絡体制に基づき必要な措置を講じること。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく「事故報告書」を提出すること。
- (6) 熱中症予防のため、暑さ指数(WBGT)を測定するなどして、熱中症リスクを評価し、体調不良者の早期発見及び作業前の健康チェックや教育など必要な対策を講ずるものとする。

10 業務の実施及び報告

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者が指定する担当職員と打ち合わせのうえ、業務実施計画書を提出すること。
- (2) 実施にあたっては、賀茂環境センター及び広島中央エコパークの操業に支障を来さないよう留意しなければならない。
- (3) 本業務で発生した刈草等の処理については、受注者にて広島中央エコパーク計量棟にて計量を終えた後、ごみピットへ投入し処分すること。なお、処分費は発注者の負担とする。
- (4) 実施時期ごとに作業完了後は、担当職員の確認を受けなければならない。なお、作業完了後1週間以内の確認時に、明らかな刈むら及び刈残しが見られた場合には、受注者の責任において手直しすること。

11 業務の完了

受注者は、業務が完了したときは、速やかに「7 提出書類(3)」に示す書類を提出して検査を受けるものとする。

12 委託料の支払い

- (1) 本業務の委託料については、仕様書等に定めるところにより業務完了の報告後に支払うものとする。
- (2) 前号の委託料については、部分払を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
第1回目(8月～9月履行分)	円	部分払(部分引渡し)
第2回目(11月～1月履行分)	円	完了払

- (3) 仕様書に定めるところにより部分払を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告をおこなっていないなければならない。

13 遵守事項

受注者は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）のほか、関係法令を遵守し作業員の安全及び衛生管理に努めなければならない。

14 その他

- （1）受注者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。
- （2）交通規制を要する作業については、受注者は、管轄する警察署の道路使用許可を受けて施工すること。
- （3）本仕様書は、本業務委託の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務委託の性質上必要と思われるものについては、仕様書に明示されていない事項であっても、契約金額の範囲内に限り受注者はその責任において遂行しなければならない。